

令和6年能登半島地震による災害に伴う農業保険の対応について

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災された皆さまに衷心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

本組合では、令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している組合員等の農業保険について、掛金等の払込期限等を以下のとおり延長いたしますので、最寄りの地区センター、事務所へお申し出ください。

【災害救助法の適用を受けた市町村】富山県HPより引用

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町 の9市3町1村

【収入保険の保険料等の納付期限の延長、つなぎ資金】

保険契約に係る保険料、積立金、及び付加保険料（事務費）について、一括支払い及び分割払いの納付期限を、当分の間、保険期間を開始する日から起算して11か月を経過する日を限度に延長いたします。

また、災害等により大幅な収入減少が見込まれる場合は、保険期間中に保険金等の先払いとして、無利子のつなぎ資金を受けることができます。

【農業共済掛金等の払込期限等の延長】

◇農作物共済、果樹共済、畑作物共済

令和6年1月1日から令和6年4月30日までに払込期限が発生する農作物共済、果樹共済、畑作物共済に係る共済掛金等について、払込期限を令和6年4月30日まで延長いたします。

◇家畜共済、園芸施設共済

家畜共済の共済掛金の払込期限若しくは支払猶予期間並びに園芸施設共済の共済掛金の払込期限について、令和6年1月1日から令和6年4月30日までに満了する場合には、当該払込期限をそれぞれ令和6年4月30日まで延長いたします。

◇建物共済・農機具共済

令和6年1月1日現在に共済関係のある建物共済及び農機具共済の更新の申込期限及び共済掛金等の払込期限又は猶予期間について、本組合事業規程に基づき、共済掛金等の払込期限から1年を限度に払込期限又は猶予期間を延長いたします。